

災害時における相互協力に関する基本協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と岡山県知事（以下「乙」という。）は、岡山県内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関する基本事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、岡山県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（相互協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携及び調整を行い、最大限の協力を行うものとする。

2 甲は、岡山県災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めたときは、速やかに当該岡山県災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、甲と乙は相互に必要な協力体制を整えるものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要となる事項は、別の定めによるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成22年12月15日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

福田 功

乙 岡山県 岡山県知事

石井 正弘